参考様式第5－1号

神　経　西　第　493　号
令　和　8　年　11　月　13　日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長　久元　喜造

市町村名 （市町村コード）	神戸市 （28100）
地域名 （地域内農業集落名）	野中地区 （下講・谷講・新開・寺講・中講・上講・前講・内山・沌戸集落）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年11月13日 （第7回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

＜共通＞
・農業の収入では新しい農業機械を購入することも既存の機械の修理もできない。そのため、機械が壊れたら農業を辞めざるを得ない。また、燃料や肥料などの資材費が近年特に高騰しており、農業を継続することが困難になってきている。
・ニュータウンなどの住宅地が近いこともあり、野焼きや早朝の草刈りなどに対して近隣の方の理解が得られないため、農業がしづらい環境になってきた。
・高齢の農家と人口減少で、法面や畔等の草刈り作業が困難になってきた。また、草刈り作業に多大な時間がとられ、耕作作業ができない。
＜下講・谷講・新開集落＞
・現在、下講・谷講・新開地区では、主食用水稲の栽培といった近郊農業が行われている。後継者不在の農地が多々あり、新たな農地の受け手の確保や農家の親族内での後継者育成をする必要がある。
・農地面積が小さく形もいびつなため作業効率が悪く、水稲だけでは収益が見込めない。また、面積が小さいため、集落営農組織の運営が難しい。
・農家の親族や所有者が遠方のため農地の管理に関心も低く、今後、耕作放棄地が増えることへの不安がある。
＜寺講・中講・上講＞
・現在、寺上地区では、主食用水稲のほか、家庭用の野菜栽培などの近郊農業が行われている。後継者が不在な農地もあり、新たな農地の受け手を確保する必要がある。
・イノシシが耕作地を荒らす被害が大きくなってきているが、電気柵などを設けるにあたり資金面で課題がある。
＜前講・内山・沌戸集落＞
・現在、主食用水稲のほか、特産品のイチジクや家庭用の野菜栽培などの近郊農業が行われているが、後継者不在の農地も多く、新たな農地の受け手を確保する必要がある。
・農道をはじめとするパイプラインやバルブが古くなってきており、持続的な農業を目指す上で定期的な修繕や管理などが必要である。
・農業での収入をはじめ機械や資材の高騰、労働時間や労働環境から考えて、子供が今後農業の担い手となる可能性は低く（継がせられない）、今後の農地の管理に不安がある。
・小規模農家が多く、生産量も少ないため、収益が見込めない。
・アライグマによる耕作物の被害が大きくなってきているが、捕獲するにしても罠の数や法的に難しい面がある。また、ジャンボタニシの増加も見受けられる。

（2）　地域における農業の将来の在り方

＜共通＞
・ スマート農業として自動操縦のトラクターやドローンの導入について検討をする。
＜下講・谷講・新開集落＞
・ 水稲を主要作物としつつ現状を維持しながら、集落営農について理念や目的など今一度整理するため、農業を担う者を含めて検討する。
・ 集落営農として、作業費用に見合う受託費を設定し、持続可能な事業運営を行う。
＜寺講・中講・上講＞
・ 水稲や軟弱野菜を主要作物としつつ、高収益野菜の生産を実験的に行い農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。
＜前講・内山・沁戸集落＞
・ 水稲や軟弱野菜を主要作物としつつ、高収益野菜と果樹（イチジク）などの生産を実験的に行い、栽培方法を確立する。
・ 米の裏作として小麦の二毛作を検討する。
・ 営農法人を設立し、農地を集約していきながら団地化を形成する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1） 地域の概要

区域内の農用地等面積	86.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	86.9 ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針

・ 耕作できなくなった段階的に集落営農を中心とした担い手に集約化していき、団地化や面積の拡大を図りつつ、新規就農者や企業の農業への参入をすすめていく。

（2）農地中間管理機構の活用方針

・「農業を担う者」のいない農地等については、農地バンクへの貸付けを進め、「農業を担う者」による農地利用を検討する。

（3）基盤整備事業への取組方針

・ 農地の集約・大区画化を目指し、基盤整備の検討をはじめる。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針

・ 農家の子どもや親戚、親族等に対して、農地の管理と責任について理解してもらう。
・ 共同作業や地域のルール、作業委託・受託、農地の貸し借りといった地区内の情報を共有できる仕組みを検討する。
・ 担い手に農業機械の貸し借りができるような取り組みを検討する。
・ 農地所有者は、家族と農地の維持管理に対しての話し合いをはじめる。また、できる範囲で家族や親族に頼ることも検討する。
・ 農業の担い手が、農業の相談や学習ができるような勉強会等を開催する。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・ 地域で作業受託ができる仕組みを整備していく。
・ 効率化が期待できる作業などは、集落内のオペレーターに部分的な委託をすすめる。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。